



保存版

傷病手当金

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 従業員が病気やケガで会社を休んだとき〈傷病手当金〉

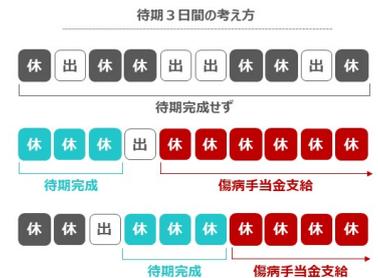
実例) 従業員が病気やけがで会社を休んだときの給付について教えてください。

解説) 病気やけがで会社を休んだときは傷病手当金が受けられます。

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

なお、任意継続被保険者の方は、傷病手当金は支給されません。

(健康保険法第104条による継続給付の要件を満たしている者は除く。)



CHECK1 傷病手当金が受けられるとき

傷病手当金は、被保険者が病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。ただし、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。

CHECK2 支給される金額

1日当たりの金額：【支給開始日の以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額】(※)÷30日×(2/3)
(支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日のことです。)

(※)支給開始日の以前の期間が12か月に満たない場合は、次のいずれか低い額を使用して計算します。

ア 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

イ 標準報酬月額の平均額 30万円(※)：支給開始日が平成31年4月1日以降の方

※当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額

＜傷病手当金の調整＞ ア～オにあてはまる場合、傷病手当金の支給額の一部または全部が調整されます。

ア 給与の支払いがあった場合

イ 障害厚生年金または障害手当金を受けている場合

ウ 老齢退職年金を受けている場合

エ 労災保険から休業補償給付を受けていた(受けている)場合

オ 出産手当金を同時に受けられるとき

※なお、傷病手当金を受け取った後に、ア～エに該当していることが判明した場合は、傷病手当金をお返しいただくことになります。

CHECK3 支給される期間

傷病手当金は、病気やけがで休んだ期間のうち、最初の3日を除き(これを「待期」といいます。)4日目から支給されます。

その支給期間は、令和4年1月1日より、支給を開始した日から通算して1年6か月に変わりました。

ただし、支給を開始した日が令和2年7月1日以前の場合は、いまままでおり支給を開始した日から最長1年6か月までの期間になります。

POINT 仕事は休んでいるが、給与が一部だけ支給された日について

仕事は休んでいるが、給与(通勤手当も含む)が一部だけ支給された日があった場合、その給与支給分が傷病手当金の支給額と比べて低いと差額が受け取れることになっています。ただし、一部でも出勤した日については、傷病手当金は支給されません。

POINT 資格喪失後の継続給付について

資格喪失の日の前日(退職日等)まで被保険者期間が継続して1年以上あり、被保険者資格喪失日の前日に、現に傷病手当金を支給されているか、支給される条件[(1)(2)(3)の条件を満たしている]であれば、資格喪失後も引き続き支給を受けることができます。ただし、一旦仕事に就くことができる状態になった場合、その後更に仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。